

十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

令和 6 年 8 月
北海道森林管理局

- 1 保護林制度とは 2
- 2 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要 4
- 3 現地の状況（令和6年6月26日撮影） 10
- 4 これまでの植生調査の履歴に関する主要な文献 13

1－1 保護林制度とは

国有林野には、原始的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年（1915）年に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めています。

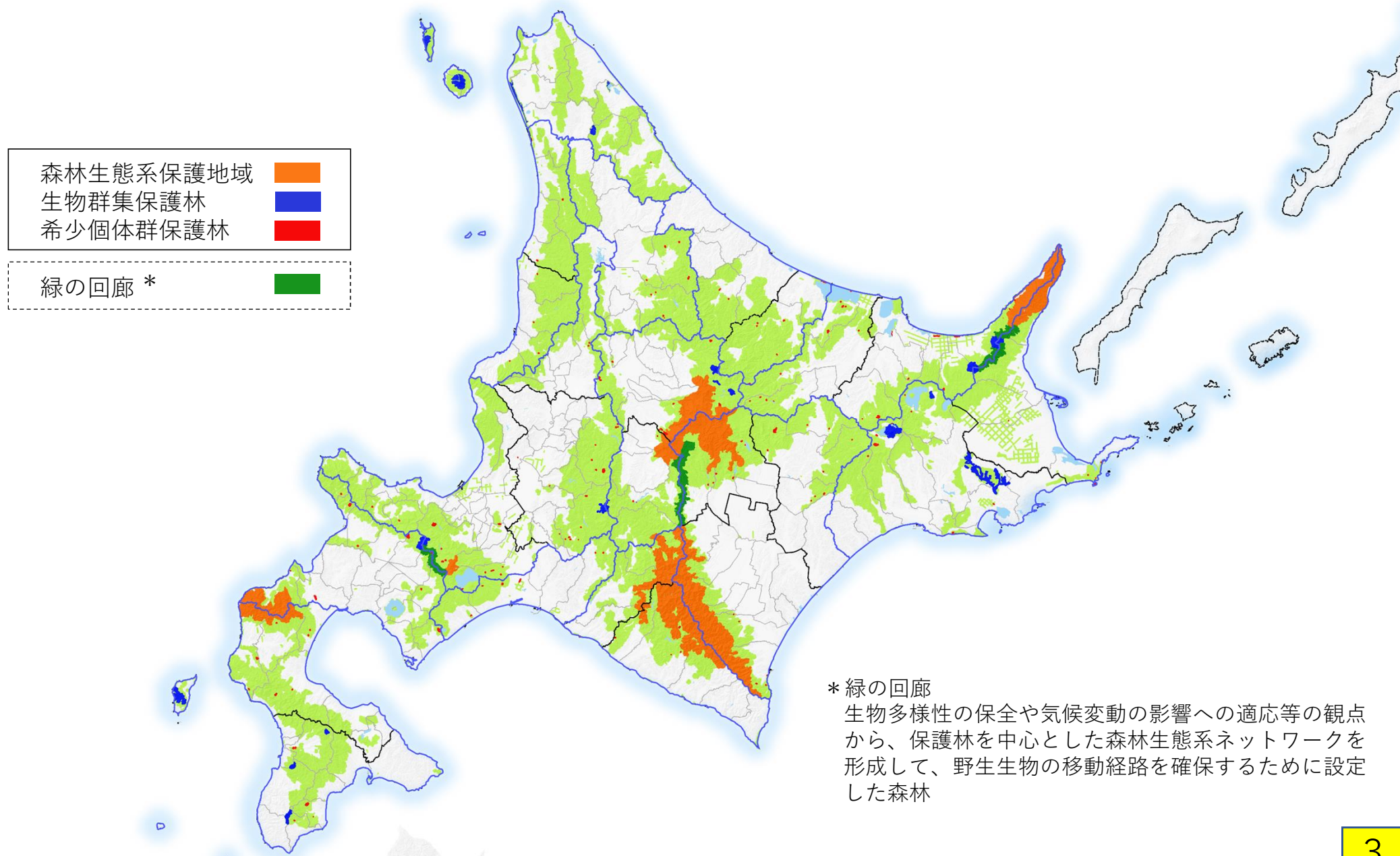
これらの保護林については、森林や動物等の状況変化について定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において、現状を評価し、時系列変化や今後の状況変化を想定した上で適切な保護・管理を実施しています。

平成27（2015）年には、保護林制度の改正を行いました。この改正では、分かりやすく効率的な保護林区分を導入し、これまで7種類あった保護林を以下の3種類に再編したほか、自律的復元力を失った森林を潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導する復元の考え方の導入等を行いました。

保護林の区分	目的	代表的な保護林
森林生態系 保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原始的な天然林を 保護・管理	知床 森林生態系保護地域
生物群集 保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護管理	礼文島 生物群集保護林
希少個体群 保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護管理	シマフクロウ 希少個体群保護林

1-2 保護林制度とは

北海道森林管理局が管理している国有林野（307万ha）のうち、特に40万ha（187箇所）を保護林として設定しています。



2-1 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

名称：十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林

区分：希少個体群保護林

面積：253.53ha

設定年：平成30（2018）年4月1日

（当初：昭和50（1975）年4月1日）

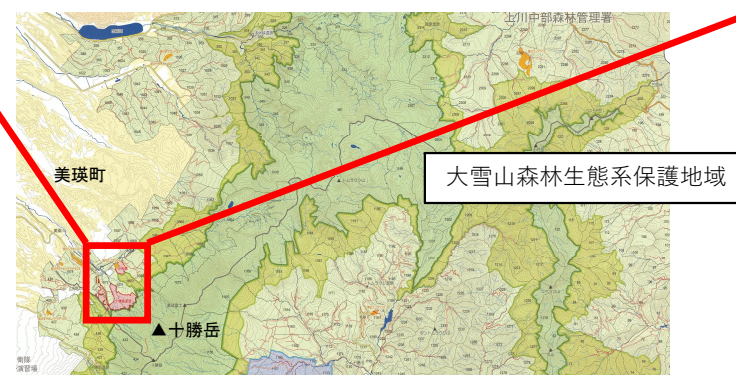
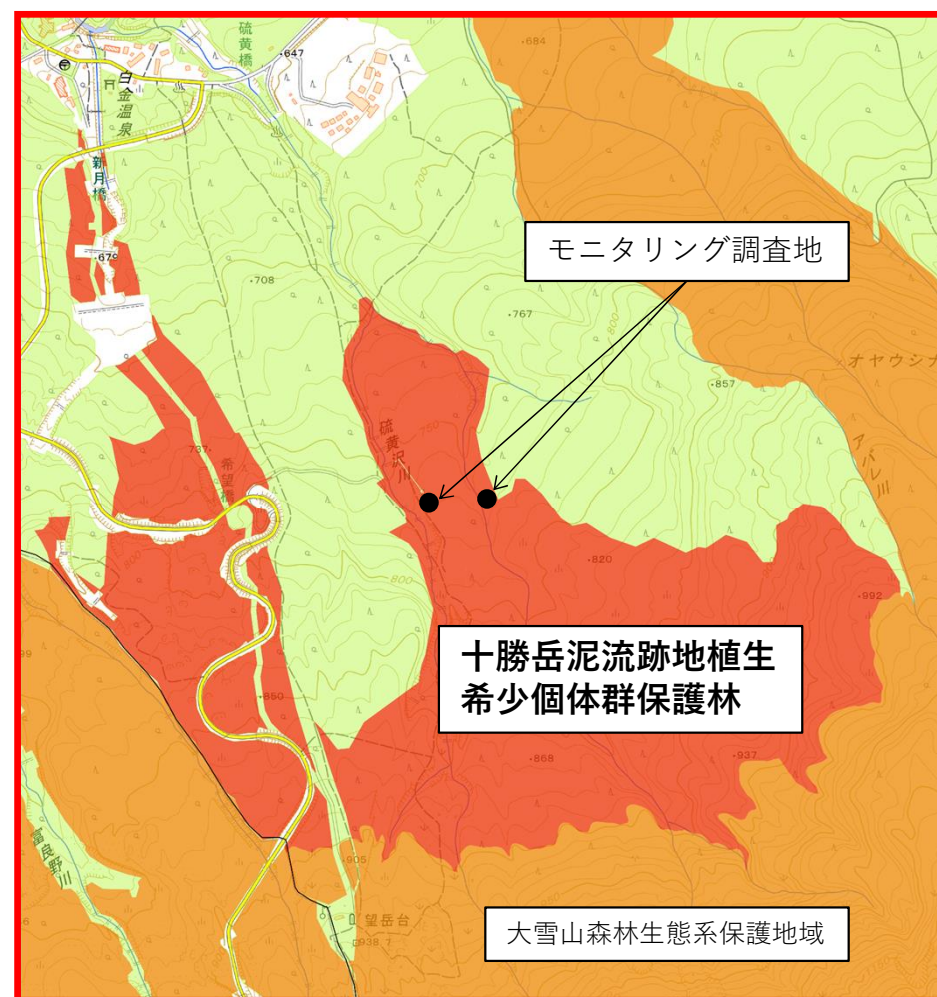
保護対象：泥流跡地植生

<設定目的>

大正15（1926）年の十勝岳噴火による融雪型泥流跡地に再生したアカエゾマツやシラタマノキ等の二次植生の生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

<管理・利用に関する事項>

基本的に人為を加えず、自然遷移に委ねるものとする。



2-2 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

これまでの経緯

昭和50（1975）年
「**学術参考保護林**」として設定。

平成2（1991）年
保護林制度の見直しに伴い、「**植物群落保護林**」に再編。

<設定目的>

大正15年の十勝岳噴火による融雪型泥流跡地に成立した天然樹木等の保護を図り、学術研究に資する。

平成30（2018）年
保護林制度の見直しに伴い、「**希少個体群保護林**」に再編。

<設定目的>

美瑛地区の大正15（1926）年の十勝岳噴火による融雪型泥流跡地に再生したアカエゾマツやシラタマノキなどの二次植生の生育に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資する。

※区域内には、既存の砂防堰堤や治山施設が所在し、今後も防災上で必要な施設の設置が計画されるなど、森林施業以外の人為的な関与を行いながらの管理を要する森林として位置づけ

2-3 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

保護林内でのモニタリング調査

10年ごとにモニタリングを実施（直近の調査は令和4（2022）年）。

<調査結果>

ダケカンバを優占種とし、その下にアカエゾマツが生育し、下層植生はササが密生。

泥流の跡地に森林が成立していく過程の林分。

高木層：ダケカンバ、アカエゾマツ

樹高18～25m

胸高直径23～57cm

亜高木層：ダケカンバ、アカエゾマツ

樹高8～20m

胸高直径15～25cm

低木層：トドマツ

樹高2～5m

胸高直径1～8cm



2-4 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

保護林周辺の植生

十勝岳（山頂～白金温泉）における代表的な植生は以下のとおり。

① 十勝岳山頂、大正火口付近

自然裸地（植生回復せず） 

② 大正火口→望岳台

火山荒原植生 

ハイマツ群落 

コケモモ-ハイマツ群集 

③ 望岳台→標高750m

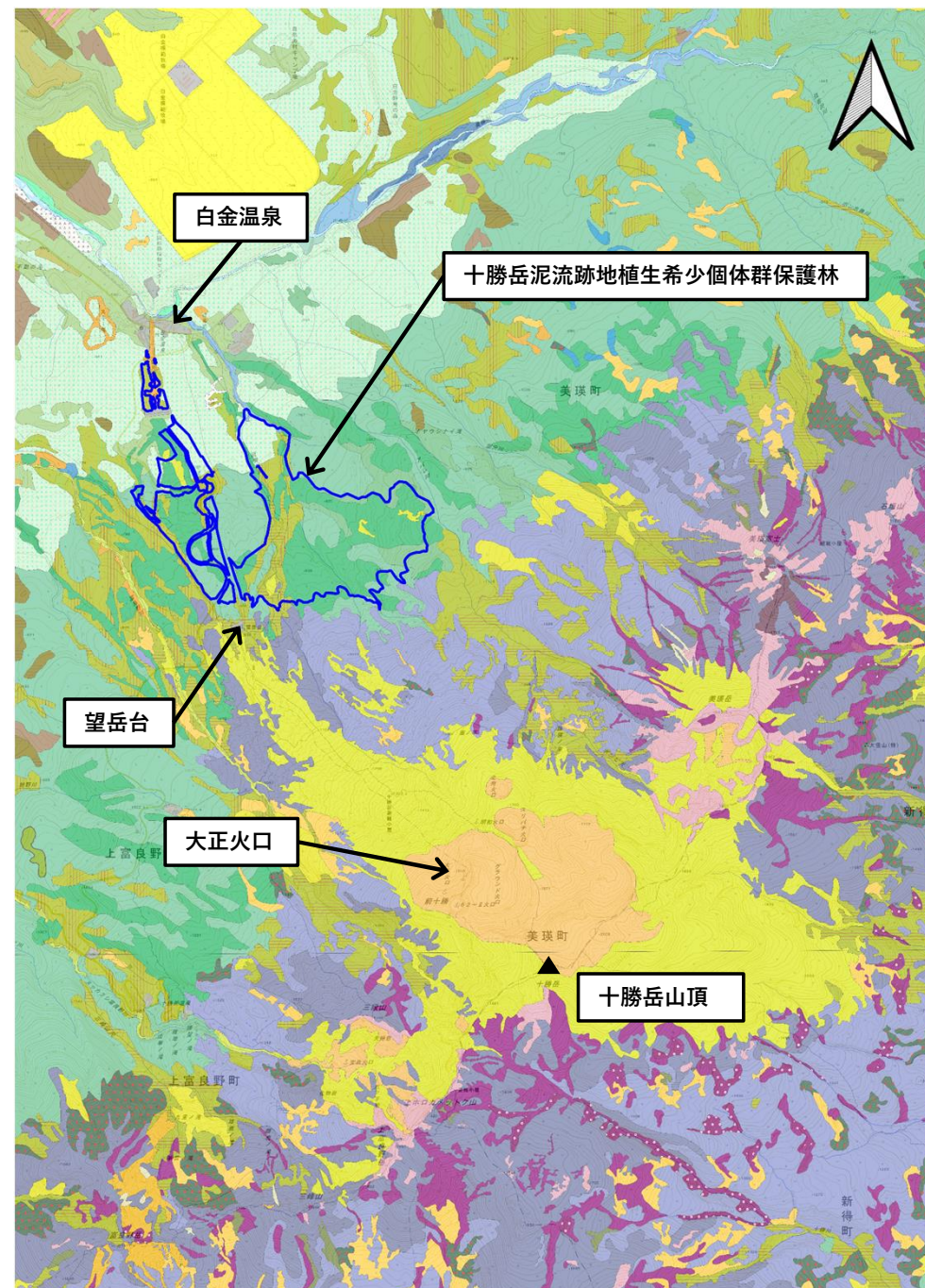
アカエゾマツ群集 

ダケカンバ群落 

ダケカンバ-エゾマツ群落 

④ 標高750m→白金温泉

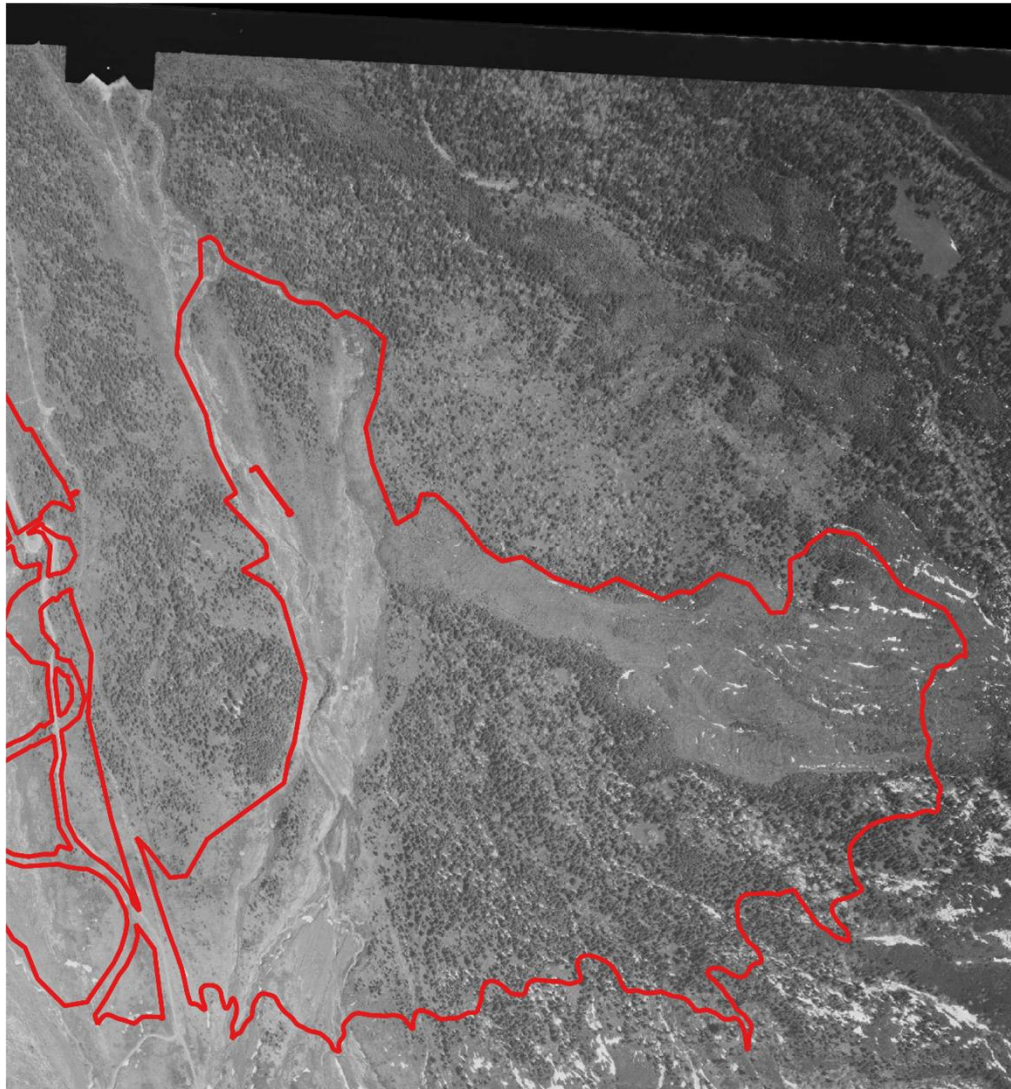
トドマツ-ミズナラ群落 



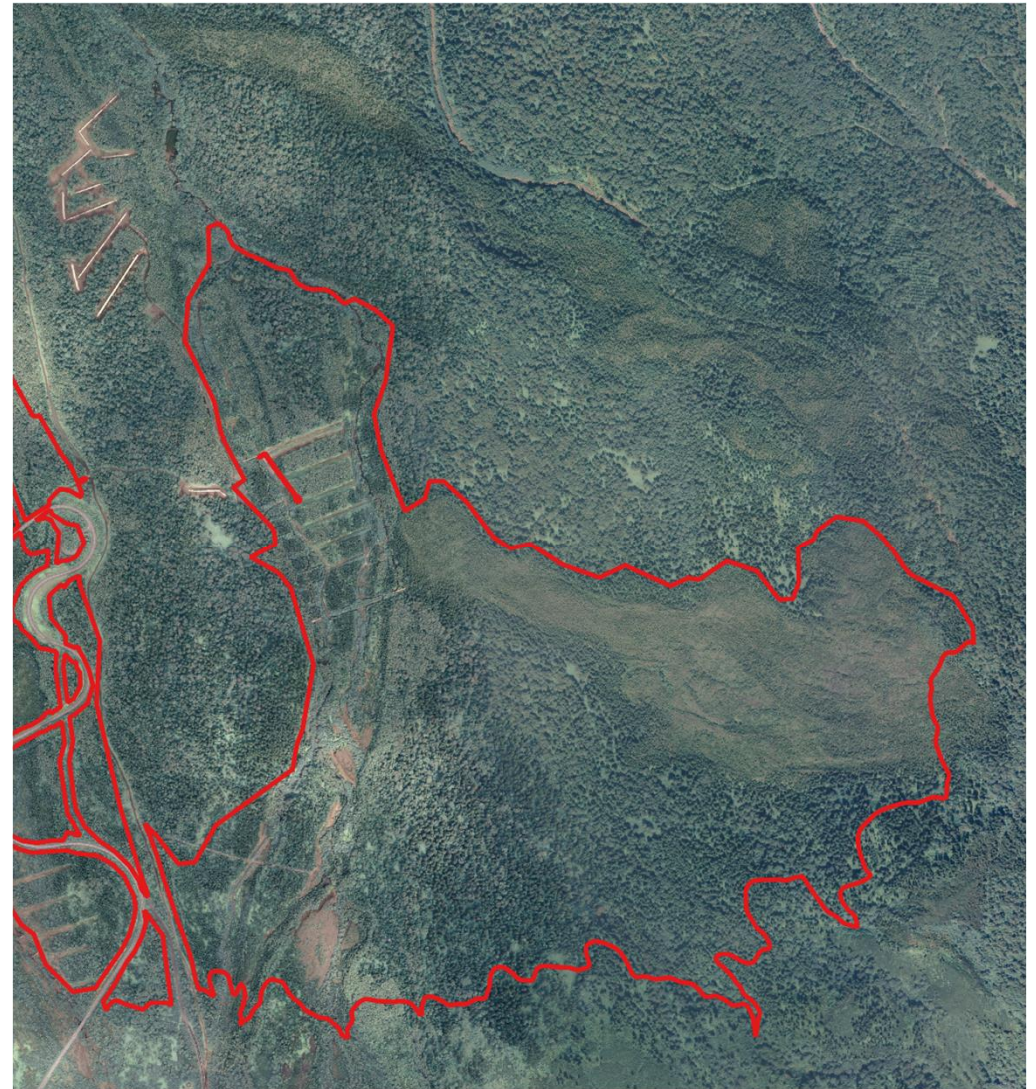
「第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査」（環境省生物多様性センター）をもとに作成。
（調査期間：1999～2012年）

2-5 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

保護林の植生遷移(空中写真)



1967年



2017年

 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林

2－6 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林の概要

希少個体群保護林の取扱いの方針 （「保護林制度の改正について（平成27年9月28日 27林国経第49号林野庁長官通知）」より抜粋）

ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。

（ア）目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。

（イ）一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。

（ア）学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為（（エ）に掲げるものを除く。）

（イ）山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

（ウ）鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

（エ）学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

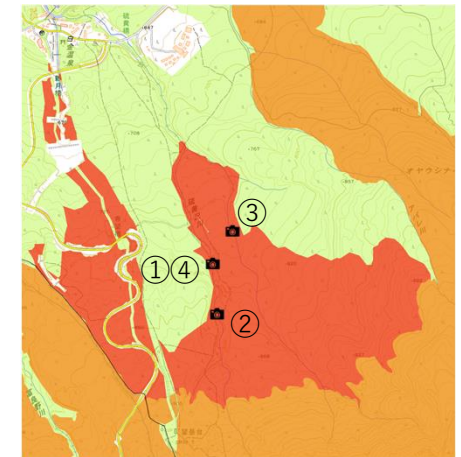
（オ）標識類の設置等

（カ）その他法令等の規定に基づき行うべき行為

3-1 現地の状況（令和6年6月26日撮影）

再生林（流心部分）

- ① アカエゾマツやダケカンバの再生林
- ② ダケカンバやハンノキの再生林
- ③ 再生林内の右支流沢
- ④ 2層からなる森林（上側は原生林、下側は再生林）

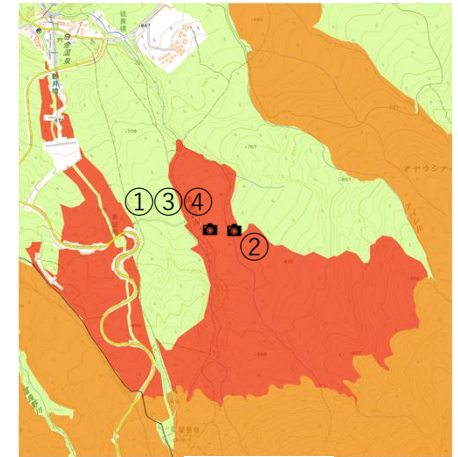
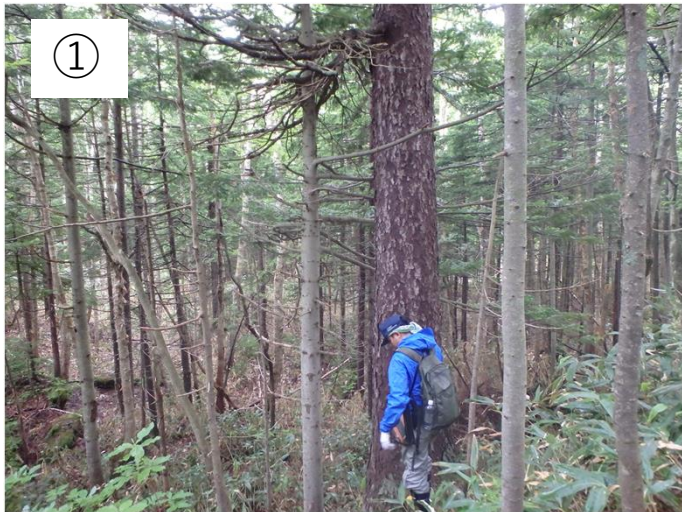


📷 撮影箇所

3-2 現地の状況（令和6年6月26日撮影）

緩衝林（モニタリング調査プロット付近）

- ① アカエゾマツの大径木
- ②と③ アカエゾマツとダケカンバの緩衝林（モニタリングプロット内）
- ④ 右側は緩衝林、左側は埋設型ダム上に再生した森林

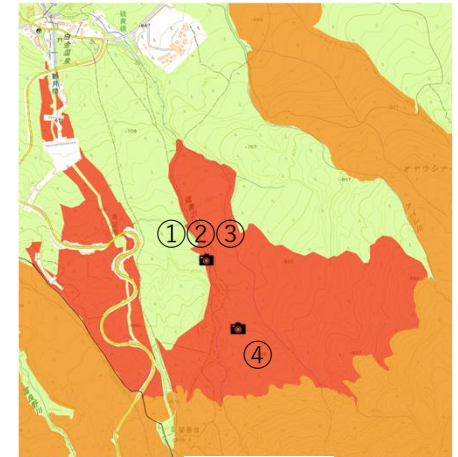
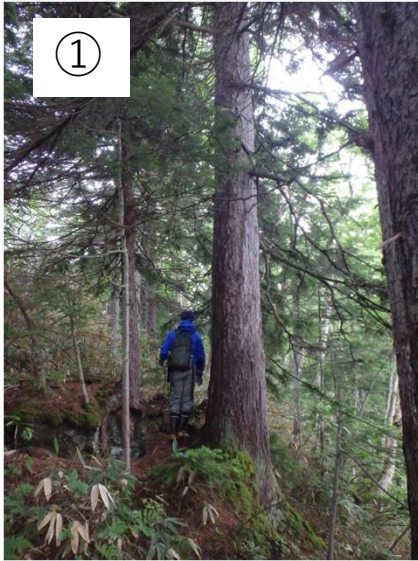


📷 撮影箇所

3-3 現地の状況（令和6年6月26日撮影）

原生林

- ① アカエゾマツの大径木
- ②と③ アカエゾマツやダケカンバの原生林
- ④ 2層からなる森林（上側は原生林、下側は再生林）



📷 撮影箇所

4 これまでの植生調査の履歴に関する主要な文献

年代	タイトル	経過年数	著者
S12 (1937)	十勝岳爆発後十年間の植生遷移	10	後藤 春利 (旭川営林区署)
S16 (1941)	十勝岳泥流地帯における植生の推移	15	加藤 知重
S25 (1950)	十勝岳爆発20年後の植生について	20	唐澤 繁夫ほか (旭川営林局)
S33 (1958)	十勝岳爆発30年後の植生	30	旭川営林局計画課
1960 (S35)	十勝岳泥流跡の植生の推移について― 試験地上富良野 A 区 ―	31	塚田 隆広 (旭川営林局)
S41 (1966)	十勝岳爆発40年後の植生について	40	旭川営林局計画課
S53 (1978)	十勝岳爆発50年後の植生について	50	旭川営林局
S57 (1982)	十勝岳大正泥流跡地の森林の構造	55	酒谷 侑典ほか (北海道大学農学部)
S58 (1983)	十勝岳山麓における地表変動と森林成立に関する考察	56	花岡 正明ほか (北海道大学農学部)
S58 (1983)	十勝岳爆発60年後の植生について	60	及川 和雄 (旭川営林局)
H1 (1989)	十勝岳爆発60年後の植生について	60	及川 和雄 (旭川営林局)
H29 (2017)	樹木分布と年輪調査からみた十勝岳火山泥流流下履歴の考察		鈴木 洋一郎ほか (応用地質(株)ほか)
R1 (2019)	十勝岳の安政噴火による泥流上の発達した林分の長期動態		石橋 聰ほか (森林総研)